

中山間地域等直接支払制度

第4期対策(平成27～31年度) の概要について

平成28年度における一部改正 について



1. 第4期対策(平成27~31年度)の概要について

加算措置の変更①

第3期(22~26年度)

- ・集落連携促進加算
田・畑 2,000円/10a
- ・小規模・高齢化集落
支援加算
田 4,500円/10a
畑 1,800円/10a

- ・規模拡大加算
- ・土地利用調整加算
- ・法人設立加算

第4期(27~31年度)

- ・集落連携・機能維持加算(拡充)

①協定の広域化

田・畑 3,000円/10a

②小規模・高齢化集落の支援

田 4,500円/10a

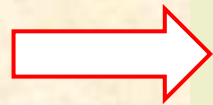
畑 1,800円/10a

廃止

1. 第4期対策(平成27~31年度)の概要について

加算措置の変更②

・超急傾斜農地保全管理加算 (新規)



超急傾斜の農地(田1/10以上、畑20度以上の傾斜)のうち、その保全や有効活用に関する活動等に取り組む集落を支援
田・畑 6,000円/10a

【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



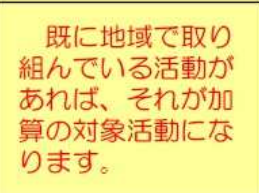
石積み保全活動

又は



土壌流出防止

又は



既存の活動

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



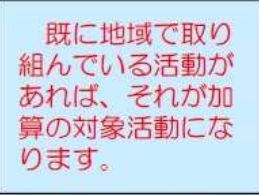
棚田オーナー制度

又は



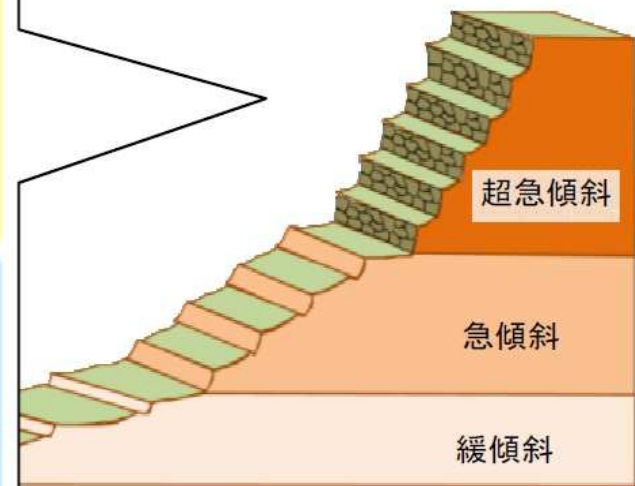
景観作り

又は



既存の活動

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

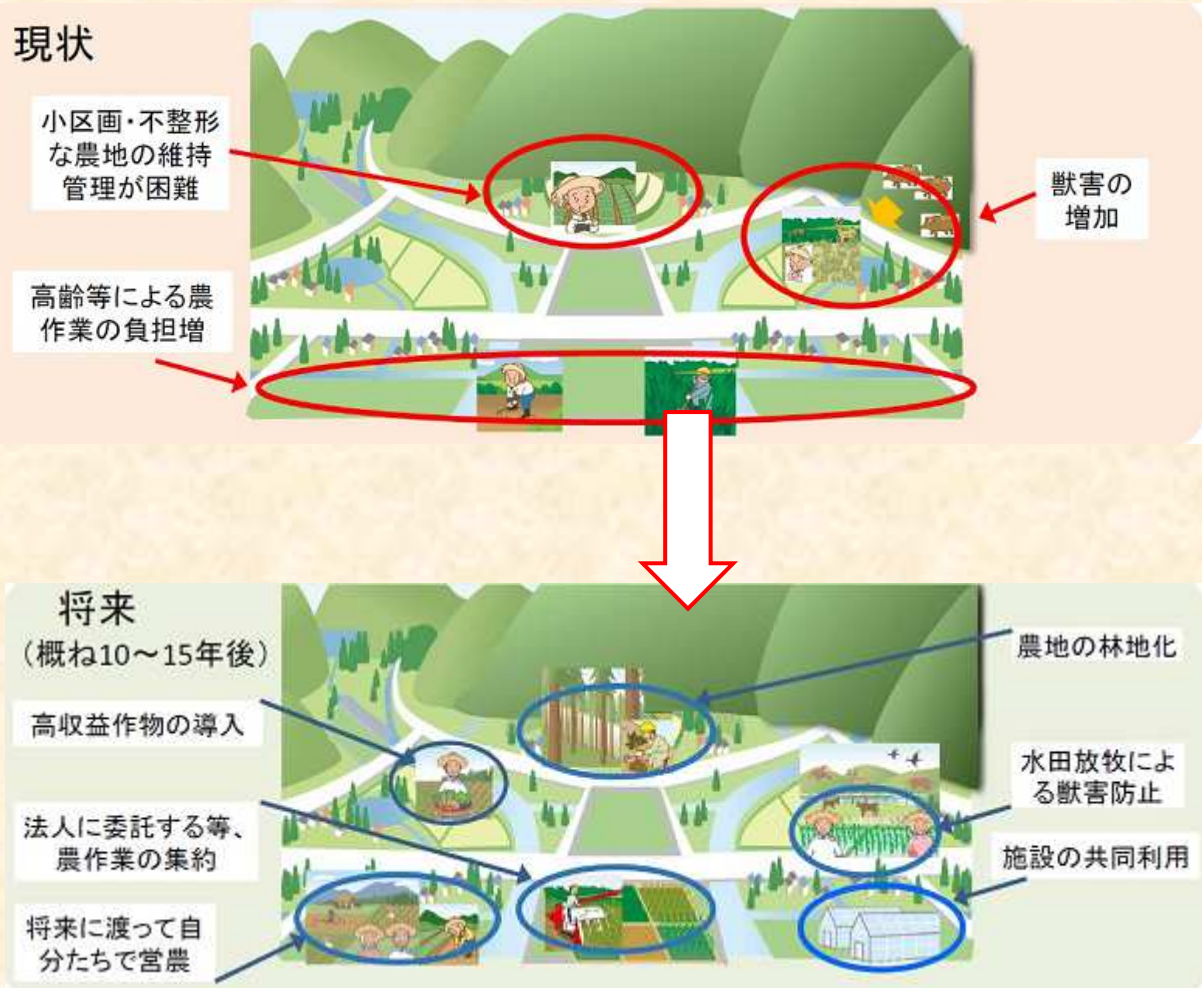


2. 平成28年度における一部改正について

1) 集落戦略の作成(追加)

○集落戦略とは

集落の構成員が、話し合いにより、農地や集落の将来像(おおむね10~15年後)、達成に向けた課題、対策をとりまとめたもの



2. 平成28年度における一部改正について

1) 集落戦略の作成

○記載例

(既存のマスタープラン、その他市町計画に定める計画の流用可)

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に“○”印をつけて下さい。

②課題があれば記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農地面積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10~15年後)						農用地を将来(概ね10年~15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き継ぎ耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30~H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

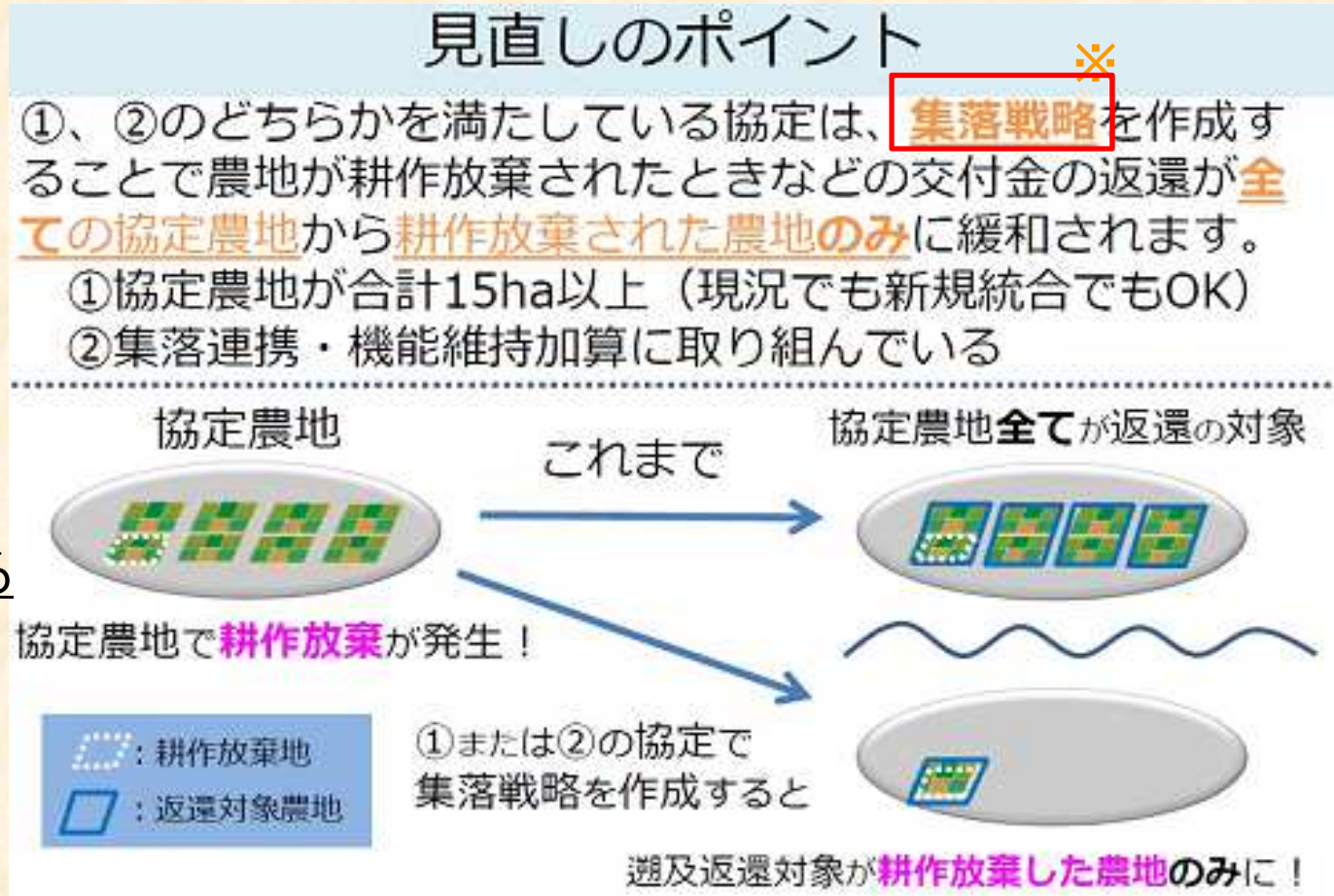
2. 平成28年度における一部改正について

※ 集落戦略は、
H30/3/31までに
作成

2) 交付金の返還免除既定の変更(緩和)

○〔例〕協定に参加しなかった理由が、

「農業は続けるけど、
万が一耕作できなくなったとき、
交付金の遡及返還などで、
集落に迷惑がかかる
…」



2. 平成28年度における一部改正について 緩和の内容

2) 交付金の返還免除既定の変更(緩和)

事 項	現行の返還既定	返還既定(H28～)
耕作又は維持管理が行われなかった場合	全農用地分を、協定認定年度(H27年度)から遡及返還	耕作又は維持管理が <u>行われなかった部分</u> を協定認定年度から遡及返還
多面的機能を増進させる活動が行われなかった場合	全農用地分を、協定認定年度から遡及返還	全農用地分を、 <u>行われなかった年度以降</u> 交付しない
水路・農道等の維持管理が行われなかった場合	全農用地分を、協定認定年度から遡及返還	全農用地分を、 <u>行われなかった年度以降</u> 交付しない
C要件により体制整備単価の交付を受けている場合で、農業者の死亡、高齢化又は病気等により農業生産活動等の継続が困難となった場合	全農用地分の交付金の2割分を、協定認定年度から遡及返還	農業生産活動等の <u>継続が困難</u> となった農用地分の交付金の2割分を、協定年度から遡及返還